事　務　連　絡
令和２年３月11日

<table><tr><td>各</td><td>都道府県
保健所設置市
特　別　区</td><td>衛生主管部（局）　御中</td></tr></table>

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
消毒用エタノールの取扱いについて（情報提供）

標記について、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課及び医政局経済課の連名で各都道府県衛生主管部局宛て事務連絡が発出されていますので、業務の参考に情報提供します。

施設やイベント等の来訪者の手指消毒等に用いる消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の取扱いについて、貴管下の食品等事業者又は関係団体等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

別添

事　務　連　絡
令和２年２月２８日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

記

１．　イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等は行わないこと。

２．　容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上